地域の自主性・自立性を高めるための出先機関改革の 早期実現を求める緊急決議

国の出先機関のブロック単位の地方移管は、二重行政の解消はもとより、多様な地域の実情に応じた政策展開を可能とすることを通じ、住民サービスの向上を図り、効果的で効率的な行政の実現を目指す改革である。

四国としても、この改革を迅速に進めるため、新たに法定される制度に則った「四国広域連合(仮称)」を設立し、平成26年度中の地方移管を目指して、真の分権型社会の実現に向け、4県一丸となって取り組んでいく決意と覚悟を持っている。

このため、政府においては、地域の自主性・自立性を高めるという基本理念に即し、地方に最大限の裁量権を付与したうえで、出先機関の全ての事務・権限を移譲することを基本に政治が強力なリーダーシップを発揮し、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案(仮称)」の速やかな提出及び今国会での成立に向けて、全力を尽くすことを要請する。

併せて、移譲対象となる事務や区域のあり方、さらには国の関与の度合いなど、 多くの重要事項が政令に委任され、財源措置や人員移管についても未だ具体的な 議論が始められていない状況にあることから、これらの議論を先送りすることな く政府の考え方を早急に明示するとともに、今後の制度設計にあたっては地方の 意見を真摯に受け止め、移管に向けた協議に精力的に取り組むことを強く求める。

平成24年6月5日

四国知事会

常任世話人 徳島県知事 飯泉 嘉門

香川県知事 浜田 恵造

愛媛県知事 中村 時広

高知県知事 尾﨑 正直